

第2回行政改革審議会配布資料

項目	番 号	資 料 名	頁
最大限の成果を生み出す人材(人財)の育成・活用			
	資料1	1人材マネジメントの視点に立った人事施策の推進 2人材育成の推進 ① 人事評価制度の適切な運用 ② 職員研修の充実 ③ 女性職員の活躍推進 ④ 若手職員の人材育成 ⑤ 専門人材の確保 3高齢層職員の能力及び経験の活用	1
	資料2	知事部局の職員数	9
	資料3	教育庁の職員数	11
	資料4	県警察の取組み	13
効果的・効率的な組織体制の整備			
	資料5	知事部局の組織	15
	資料6	教育庁の組織	23
公社等外郭団体の適正な運営の確保			
	資料7	公社等外郭団体の見直し	27

人材マネジメントの視点に立った人事施策の推進に係る取組みについて

1 人材マネジメントの推進

(1) 現状

- 人事評価制度マニュアルにおいて、「職員に求められる姿勢」(※1)や階層ごとに求められる役割を定めているほか、人材育成に関する手引やマニュアルを複数作成し、職員の計画的な育成に活用。

(2) 課題

- 複雑化、多様化する行政課題に的確に対応し、最大限の成果を生み出す人材を育成するためには、人材マネジメント(※2)の視点を取り入れた人材育成の考え方や方策を見える化し、職員間で共有することが必要。

(3) 今後の取組みの方向性

- 手引きやマニュアルを体系的に整理し、各所属において活用できる人材マネジメントのための手引書を作成・共有することで、人材マネジメントの視点に立った人材育成に全庁的に取り組む。

※1 職員に求められる姿勢(人事評価制度マニュアル)

『公正と奉仕』

県民全体の奉仕者としての公共精神、公正な職務の遂行、県民感覚、郷土愛、幅広い視野、人を思いやる心を持つ職員

『経営感覚』

厳しい行財政状況の下で、自治体を経営していく観点から、地域の課題に的確に対応する政策や制度を自らの力で作り、コスト意識や説明責任を日常行動として身に付けた職員

『挑戦意欲』

困難に挫けない勇気と粘りを持って仕事に挑み、専門的知識や技術を高めながら、自分で問題を発見・解決したり、組織の力を結集して実行力を発揮する職員

※2 人材マネジメント

人材確保から育成、配置、職場環境の整備に至る適正な人事管理手法

人材育成の推進に係る取組みについて

1 人事評価制度の適切な運用

(1) 現状

- 各職層に求められる役割を基に、職務遂行基準を定めて評価の基準を明確化し、この基準に照らして行った評価の結果を、人材育成や適材適所の人事配置に活用するとともに、給与への反映を行っている。
- 国では、これまでの制度運用の状況を踏まえた制度改定の検討が行われている。

(2) 課題

- 本県職員を対象とした人事評価アンケートの結果では、評価者・被評価者双方の評価制度に対する理解の向上や、評価者研修の強化、マニュアルの充実を求める声が挙がっており、改善策の検討が必要。

(3) 今後の取組みの方向性

- 職員の一層の士気高揚及び能力開発につなげるため、継続して給与反映を含め、適切な制度の運用を推進する。
- 職員の評価結果への信頼性、納得性を高めるため、毎年度職員アンケートを実施して運用状況を把握し、国の取組も参考にしながら制度改善を図っていく。

補足資料

- ・ 人事評価制度に係る資料
- ・ 人事評価アンケート結果（一部抜粋）

2 職員研修の充実

(1) 現状

- 人事評価制度に掲げる「職員に求められる姿勢」及び階層毎に求められる役割を人材育成目標とし、毎年度研修の基本方針及び概要を定めた「職員研修基本計画」を策定し、研修を実施。

(2) 課題

- 県政を取り巻く状況の大きな変化の中で県民ニーズは更に多様化・複雑化しており、これに的確かつ効率的に対応できる人材を育成する必要がある。
- そのため、社会情勢の変化に対応し、県が直面する課題を解決に導くための政策形成力を身に付ける必要がある。
- また、研修推進員（各部主管課副課長）に対するニーズ調査では、当事者意識や基礎的・効率的な事務処理能力等に係る研修を求める意見が多い。

(3) 今後の取組みの方向性

- 人材育成の基本的な考え方に基づき、県民ニーズを的確に捉えた政策形成力の向上及び効率的な行政サービス提供のための組織力や業務遂行能力の向上につながるための研修の強化・充実を図る。
- オンライン研修等の新たな手法も取り入れつつ、研修の科目や内容の見直しを行う。

補足資料

- ・ 職員研修に係る資料

3 女性職員の活躍推進

(1) 現状

- 前期の特定事業主行動計画（平成28年度～令和2年度）において設定した各役職段階に占める女性職員の割合に係る目標は達成。

【女性職員の登用状況】

目 標	実 績	
	H 2 7 年度	R 2 年度
本庁課長相当職以上 15%以上	9.1%	→ 15.5%
本庁課長補佐相当職 20%以上	12.7%	→ 20.6%
本庁ライン係長相当職 35%以上	24.3%	→ 35.2%

【職員年齢構成及び女性職員割合】

年齢	H 2 7 年度			R 2 年度		
	全体人数	女性職員		全体人数	女性職員	
		人数	割合		人数	割合
50歳～59歳	2,301	458	19.9%	2,256	626	27.7%
40歳～49歳	2,455	854	34.8%	2,035	755	37.1%
30歳～39歳	1,319	462	35.0%	1,250	404	32.3%
～29歳	994	381	38.3%	1,446	573	39.6%
計	7,069	2,155	30.5%	6,987	2,358	33.7%

※60歳以上の職員及び現業職を除く

- 新たに策定した特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）において、女性職員の割合を、本庁課長相当職以上で20%、本庁課長補佐相当職で30%以上とする目標を設定。

(2) 課題

- 管理職への昇任について、「自分の能力や経験に不安がある」「仕事と家庭の両立が難しそう」との女性職員からの声が聞かれるため、女性職員の不安を解消し、安心して仕事ができる職場環境の整備が必要。

(3) 今後の取組みの方向性

- 身近なロールモデルの見える化など職員の昇任に対する不安の解消や「ワークライフバランス」の推進を図る取組を一層強化するとともに、管理職候補者となる女性職員の計画的な人材育成を図ることで、女性登用目標の達成を目指す。

補足資料

- ・ 福岡県特定事業主行動計画の概要
- ・ 都道府県における女性管理職（課長相当職以上）の登用状況

4 若手職員の人材育成

(1) 現状・課題

- 若手職員の人材育成の取組として、平成17年度から、採用後10年程度のうちに一度は本庁勤務を経験することを基本とした配置を実施。
- 高い専門性や政策立案能力を身につけさせるため、省庁や市町村等への長期派遣研修などを活用。
- 多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、幅広い視野と高い専門性・知識、政策立案能力を身につけ、自ら考え、判断し、行動することができる若手職員を育成していくことが必要。

(2) 今後の取組みの方向性

- 早期に幅広い経験を積ませるため、令和3年度の定期異動から、採用後10年間は異動年限を5年から3年に短縮し、異なる部門を経験することを基本として配置を行う新たな取組を開始したところ。令和5年度定期異動での完全実施に向け、この取組を着実に実施する。
- 新たな行政課題に適応できる人材を育成するため、研修派遣効果を見極めながら、随時、派遣先の見直しを行う。

【参考】若手職員の人材育成の取組の概要

(1) 内容

採用後10年間で早期人材育成期間と捉え、採用後1～3回目の異動（3所属目まで）については、異動年限を5年から3年に短縮し、異なる部門を経験することを基本として職員の配置を行う。

(2) 対象者

採用後10年以内で、在所3年以上の者

※ 令和3～4年度定期異動の対象者

（在所3年目以上は全員にヒアリングを実施）

令和3年度 在所5年目全員及び3・4年目の一部

令和4年度 在所4・5年目全員及び3年目の一部

（令和5年度定期異動から完全実施）

補足資料

- ・ 令和3年度派遣の概要

5 専門人材の確保

(1) 現状

- 社会人としての豊富な経験・実績を活かし、即戦力として県の施策推進のために活躍できる人材を確保するため、平成15年度採用試験から民間企業経験者を採用。
- また、児童福祉法等の改正により、児童福祉司及び心理判定員の配置基準が見直され、短期間での増員が必要となったため、児童福祉司及び心理判定員の職務経験者採用試験を導入し、即戦力人材を確保。

(2) 課題

- ワンヘルスやDX（デジタルトランスフォーメーション）など、新たな行政課題に対応するための専門的な知識や経験を持った専門人材の重要性が高まる中、人材確保及び外部有識者等の活用方策について検討することが必要。

(3) 今後の取組みの方向性

- 事業の実施に当たって必要な知識や経験等を整理し、それらを有する専門人材を確保するため、研修による人材育成や民間企業等職務経験者採用試験の見直しなどを行う。

補足資料

- ・ 民間企業等職務経験者採用試験の概要

高齢層職員の能力及び経験の活用に係る取組みについて

(1) 現状

- 原則60歳を定年とし、65歳までの定年退職者については再任用を行っている。
- 再任用職員は、本人の希望や過去の経験等を踏まえて配置先を決定。
- 6月11日、地方公務員の定年を段階的に引き上げる地方公務員法の一部を改正する法律が公布。

(2) 課題

- 令和5年度からの定年引上げに伴い、現行の60歳定年退職者の再任用制度が廃止されるが、引き続き、高齢層職員の知識、経験が発揮できる仕組みの構築が必要。
- 加えて、役職定年制や定年前再任用短時間勤務など、新たに導入される制度への対応について、留意が必要。

(3) 今後の取組みの方向性

- 令和5年度からの定年引上げ導入に向け、令和4年度までに制度設計及び関係条例等の改正を行う。
- 高齢層職員の働く意欲の維持・向上のため、高齢層職員の知識・経験を十分に活用できる人事制度の見直しを行う。

【参考】定年の段階的引上げのイメージ

	現行	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止

(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

補足資料

- ・ 地方公務員法の一部を改正する法律案の概要

職員数(知事部局等)について

資料 2

1 これまでの職員数削減の取組

H11年度以降、県立病院改革や県立大学の独立行政法人化、アウトソーシングの推進など、累次にわたる職員数削減の取組により、26.0%の職員数削減を実施。

<参考1> 職員数の推移

年度	H11	H23	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (速報値)	増減(下段は増減率)		
									[H11→R3]	[H23→R3]	[H28→R3] 現大綱期間
知事部局等	10,362	8,084	7,723	7,710	7,773	7,743	7,728	7,665	▲ 2,697 (▲ 26.0%)	▲ 419 (▲ 5.2%)	▲ 58 (▲ 0.75%)
知事部局	10,168	7,896	7,533	7,523	7,585	7,564	7,542	7,479	▲ 2,689 (▲ 26.4%)	▲ 417 (▲ 5.3%)	▲ 54 (▲ 0.72%)
議会、各種委員会、企業局	194	188	190	187	188	179	186	186	▲ 8 (▲ 4.1%)	▲ 2 (▲ 1.1%)	▲ 4 (▲ 2.1%)

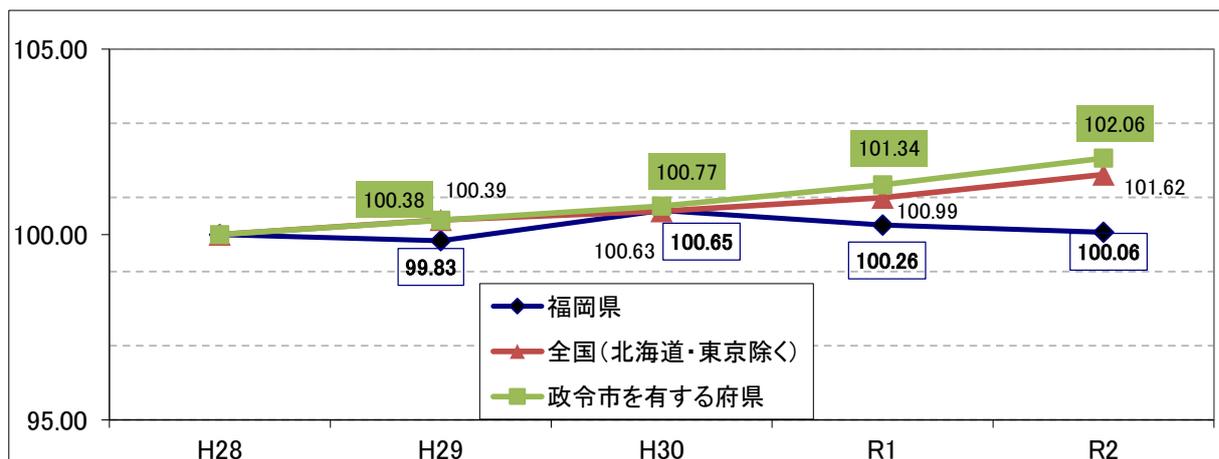
<参考2> 過去の定員管理計画

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3		
					 <p>○緊急財政改革実施計画(平成11年11月策定) [対象]知事部局、教育委員会の事務部局、警察を除くその他行政 [期間]平成12年度～平成16年度 [目標]5年間で職員定数の5%(約520人)を削減</p>																		
				 <p>○財政構造改革プラン(平成14年2月策定) [対象]知事部局、教育委員会の事務部局 [期間]平成14年度～平成18年度 [目標]5年間で職員定数約900人を削減</p>																			
						 <p>○集中改革プラン(平成18年3月策定) [対象]全部門 [期間]平成17年4月～平成22年4月 [目標]5年間で職員数約2,500人を削減</p>																	
							 <p>○行政改革大綱(平成19年7月策定) [対象]全部門 [期間]平成19年度～平成23年度 [目標]5年間で職員数2,500人を削減 ※期間中、知事部局で約800人を削減</p>																
										 <p>○行政改革大綱(平成24年3月策定) [対象]知事部局、教育委員会の事務部門 [期間]平成24年度～平成28年度 [目標]5年間で職員数約360人を削減 ※期間中、知事部局で約300人を削減</p>													
														 <p>○行政改革大綱(平成29年3月策定) [対象]知事部局、教育委員会の事務部門 [期間]平成29年度～令和3年度 [目標]5年間で職員数約120人を削減 ※期間中、知事部局で約100人を削減</p>									

2 現行革期間における職員数推移の他県比較

本県は、ほぼ横ばいで推移。全国、政令市を有する府県においては、増加傾向。

<参考3> H28を100とした職員数推移



3 人口あたり職員数の政令市府県との比較

人口あたり職員数は少ない方から全国5位。

一般的に人口規模が大きくなるほど、人口あたりの職員数は減少するが、本県は県立病院改革や県立大学の独立行政法人化等により、人口規模で上回る千葉県や兵庫県よりもスリムな体制となっている。

<参考4> 政令市府県の職員数の状況

順位	府県名	住基人口 (R2.1.1)	職員数 (R2.4.1)	人口10万人 あたり職員数
1	大阪府	885万人	8,014人	91人
2	神奈川県	921万人	8,624人	94人
3	埼玉県	739万人	9,947人	135人
4	愛知県	758万人	11,019人	145人
5	福岡県	513万人	7,728人	151人
6	千葉県	632万人	11,013人	174人
7	京都府	255万人	4,535人	178人
8	静岡県	371万人	7,160人	193人
9	岡山県	190万人	3,993人	210人
10	広島県	283万人	5,967人	211人
11	宮城県	229万人	5,126人	224人
12	兵庫県	555万人	12,599人	227人
13	熊本県	177万人	4,463人	252人
14	新潟県	224万人	9,424人	421人
	平均	481万人	7,829人	163人

4 今後の方向性

県の人員体制は、効果的・効率的であることが求められており、今後も不断の見直しが必要であるが、一方で、新型コロナウイルス感染症や頻発する豪雨災害、増加する児童虐待相談への対応・対策などの新たな行政課題に対応するための職員数を確保していく必要がある。

職員数の肥大化を招くことなく、これらに適切に対応していくため、引き続き事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングに取り組むとともに、業務執行体制を迅速・柔軟に見直し、強化すべき分野への重点的な職員配置を進めるなど、スクラップアンドビルドの徹底による効率的な人員体制の構築を目指す。

※なお、現行革期間においては、新型コロナウイルス感染症への対応、平成29年7月九州北部豪雨等の災害対応、児童相談所の体制強化、大牟田市保健所の廃止に伴う業務移管など、当初想定していなかった業務が新たに生じたことを受け、これらに着実に対応できるよう、職員の重点的な配置を行っている。

教育委員会事務局等（事務部門）の職員数について

1 これまでの職員数削減の取組み

年度	H11	H23	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (速報値)	増減(下段は増減率)		
									H11→R3	H23→R3	H28→R3
教育委員会 (教員以外)	1,822	1,369	1,293	1,271	1,253	1,261	1,260	1,260	▲ 562 ▲30.8%	▲ 109 ▲7.9%	▲ 33 ▲2.5%
教育委員会 事務局	658	567	553	552	552	559	559	562	▲ 96 ▲14.5%	▲ 5 ▲0.8%	9 1.6%
教育事務所	195	130	131	131	125	126	124	129	▲ 66 ▲33.8%	▲ 1 ▲0.7%	▲ 2 ▲1.6%

※ 教育委員会(教員以外)には、県立学校事務職員等の職員数を含む。

- 教育委員会における教員以外のいわゆる「事務部門」については、知事部局と同様に取り組んでおり、平成11年度以降、約31%の職員数を削減。
- 教育委員会事務局については、県立図書館窓口業務のアウトソーシングや教育事務所の内部組織の見直し等により、約15%の職員数を削減。
- 教育事務所については、効果的かつ効率的な執行体制を確保しつつ、新たな教育課題に対応した組織体制を整備するよう随時必要な見直しを行い、約34%の職員数を削減（このうち、平成29年度から指定都市に係る県費負担教職員の給与等が指定都市の負担となったこと（給与等の事務の移譲）に伴い、4.8%の職員数を削減）。

2 人口当たり事務局職員数の他県比較

(人口10万人当たりの職員数・R2.10人口推計値より算出)

	千葉県	静岡県	京都府	兵庫県	広島県	福岡県	類似 府県平均	指定都市 府県平均
教育委員会 事務局職員数	16.0	12.2	18.6	10.7	20.4	13.1	14.9	12.9

※ 指定都市府県：指定都市のある道府県のうち、北海道を除く14府県

※ 類似府県：指定都市府県のうち、人口250万人以上700万人未満の5府県

- 北海道を除く指定都市のある府県（指定都市府県）のうち、本県と人口規模が似通った指定都市府県（類似府県）を抽出し、本県と人口10万人当たりの職員数について比較したもの。
- 本県の13.1人は、指定都市府県の平均とほぼ同程度となっているが、類似府県の平均で見ると1.8人下回っており、人口規模の割に職員数がやや少ない職員体制といえる。

3 今後の方向性

グローバル化や情報化の進展、生産年齢人口の減少といった社会や経済の急速な変更等に伴い、教育現場を取り巻く状況は複雑化・多様化が進んでおり、これらの課題に適切に対応していくため、県として強化を図るべき分野については職員の重点的な配置を行うとともに、知事部局同様に、事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングなど、人員体制の不断の見直しを行う。

教育委員会職員数の推移(教員を除く)

			H11	H23	H28	R3 (速報値)	増減数 (R3-H11)
教育委員会事務局	本 庁 ※	総務部	92	65	62	教育総務部 125	▲55
		教育企画部	106	84	83	H30～二部制	
		教育振興部	67	61	59	教育振興部 85	
	教育事務所 その他出先機関		393	357	349	352	▲41
計			658	567	553	562	▲96

※ 教育長(法定職)を除く。

県警察の取組

【治安情勢】

◆ 犯罪や事故等の状況

- ・ 刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は、継続して減少
- ・ ストーカー・DV事案、サイバー犯罪に関する相談や通告児童数が増加傾向

◆ 県民の安全・安心を確保するための主な取組

- 暴力団の壊滅、飲酒運転の撲滅、性犯罪の根絶（福岡県警察の三大重点目標）
 - ・ 暴力団犯罪の取締り・保護対策の徹底と官民一体となった暴力団排除活動の推進
 - ・ 飲酒運転の取締りの徹底と飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進
 - ・ 性犯罪多発時間帯の警戒活動の徹底と被害の多い年代を重点とした広報啓発
- 子供・女性・高齢者を犯罪や事故から守るための取組
 - ・ 児童虐待やストーカー・DV事案の被害者の安全確保を最優先とした組織的対応
 - ・ ニセ電話詐欺の検挙活動の強化と高齢者及びその家族に対する広報啓発の推進
 - ・ 高齢運転者対策や歩行者の安全確保対策の推進

【警察職員の定員】

◆ 警察官

全国警察の体制を均衡に保つため、各都道府県の人口・面積、犯罪発生件数その他の特殊事情等を総合的に勘案して、政令（警察法施行令）に定員の基準が定められており、現行の行政改革大綱期間中に政令基準が改正され9人増員

◆ 警察行政職員

- 平成8年以降の増員はなく、平成20～22年度の間に44人を段階的に削減
- 現行の行政改革大綱期間中に条例定員の増減なし

《行政改革大綱期間中の警察職員の推移》

		H29	H30	R1	R2	R3	5年間の増減
警 察 官	政令基準	10,855	10,855	10,855	10,864	10,864	+9
	条例定員	11,115	11,115	11,115	11,124	11,124	+9
警察行政職員	条例定員	905	905	905	905	905	±0

【課題】

◆ 犯罪情勢の変化への対応

巧妙化するニセ電話詐欺、ストーカー・DV・児童虐待などの人身安全関連事案、高度化・多様化するサイバー犯罪等の治安課題が出現

◆ 捜査等を取り巻く環境や組織の人的構成の変化への対応

捜査等で求められる対応の質的・量的な変化のほか、女性警察官の採用拡大や少子高齢化に伴う組織の人的構成の変化を踏まえた組織運営が必要

【今後の方向性】

《治安情勢等に対応した効果的・効率的な組織体制の整備》
職員の資質・能力の最大発揮～限られた人的資源の有効活用

警察職員の条例定員

令和2年4月1日現在

		警察官	警察行政職員	警察職員数	全警察職員に対する 警察行政職員定員の割合
北海道		10,634	1,278	11,912	10.7%
東 北	青森	2,348	366	2,714	13.5%
	岩手	2,153	319	2,472	12.9%
	宮城	3,766	540	4,306	12.5%
	秋田	1,989	388	2,377	16.3%
	山形	2,013	337	2,350	14.3%
	福島	3,467	501	3,968	12.6%
警視庁		43,486	3,015	46,501	6.5%
関 東	茨城	4,814	581	5,395	10.8%
	栃木	3,429	464	3,893	11.9%
	群馬	3,442	465	3,907	11.9%
	埼玉	11,524	1,111	12,635	8.8%
	千葉	11,100	1,226	12,326	9.9%
	神奈川	15,703	1,674	17,377	9.6%
	新潟	4,192	587	4,779	12.3%
	山梨	1,682	296	1,978	15.0%
	長野	3,487	449	3,936	11.4%
	静岡	6,195	809	7,004	11.6%
中 部	富山	1,959	317	2,276	13.9%
	石川	1,977	379	2,356	16.1%
	福井	1,732	351	2,083	16.9%
	岐阜	3,527	424	3,951	10.7%
	愛知	13,554	958	14,512	6.6%
	三重	3,079	404	3,483	11.6%
近 畿	滋賀	2,282	300	2,582	11.6%
	京都	6,560	657	7,217	9.1%
	大阪	21,474	1,818	23,292	7.8%
	兵庫	11,953	923	12,876	7.2%
	奈良	2,481	320	2,801	11.4%
	和歌山	2,183	325	2,508	13.0%
中 国	鳥取	1,231	220	1,451	15.2%
	島根	1,512	323	1,835	17.6%
	岡山	3,511	446	3,957	11.3%
	広島	5,189	520	5,709	9.1%
	山口	3,148	503	3,651	13.8%
四 国	徳島	1,555	299	1,854	16.1%
	香川	1,859	305	2,164	14.1%
	愛媛	2,463	415	2,878	14.4%
	高知	1,611	314	1,925	16.3%
九 州	福岡	11,124	905	12,029	7.5%
	佐賀	1,717	295	2,012	14.7%
	長崎	3,075	474	3,549	13.4%
	熊本	3,107	421	3,528	11.9%
	大分	2,092	345	2,437	14.2%
	宮崎	2,034	321	2,355	13.6%
	鹿児島	3,035	429	3,464	12.4%
	沖縄	2,921	301	3,222	9.3%
合計	259,369	28,418	287,787	9.9%	

知事部局の組織について

1 行政組織の編成に係る基本的な考え方

スクラップアンドビルドの観点から、設置目的を達成した組織や必要性の低下した組織について統廃合等の見直しを行う一方、社会経済情勢の変化や新たな課題に的確に対応するための組織の新設など、随時必要な見直しを行い、効果的・効率的な組織体制の整備に努めている。

《部局数等の推移》

	H11	H18	H23	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減		
										H11→R3	H23→R3	H28→R3
部	10	10	10	10	10	10	10	10	10	±0	±0	±0
局	5	6	7	9	9	9	9	10	10	+5	+3	+1
課(室)	104	95	89	93	94	94	94	95	95	▲9	+6	+2
出先	141	113	90	89	89	87	87	87	87	▲54	▲3	▲2

2 現行政改革大綱期間中の取組

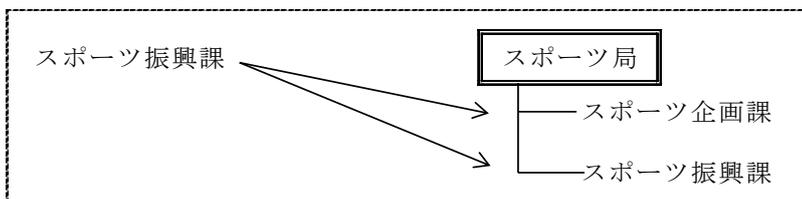
(1) 本庁組織の見直し

① 大綱に記載の改革事項

- 農林水産物と加工食品等の販売拡大・消費促進体制の見直し【実施済】
農林水産物や加工食品等の「福岡の食」をトータルにアピールし、販売拡大を図るため、「福岡の食販売促進課」を設置 (H29.4)
- ダム供用開始に伴う組織見直し【実施済】
五ヶ山ダム、伊良原ダムの運用開始に伴い、河川開発事業が急激に減少することなどを踏まえ、「河川課」及び「河川開発課」を「河川管理課」及び「河川整備課」に再編 (H30.4)

② その他の取組 (部局に係るもの)

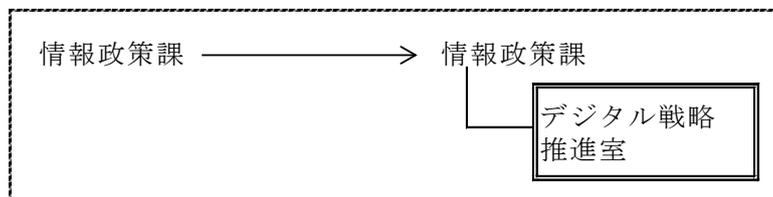
- スポーツ局の設置 (R2.4)
「スポーツ立県福岡」の実現に向け、スポーツ推進条例の制定やスポーツ推進基金の創設、スポーツコミッションの設立等を推進するため、人づくり・県民生活部に「スポーツ局」を設置。



③ 令和3年4月の組織改正

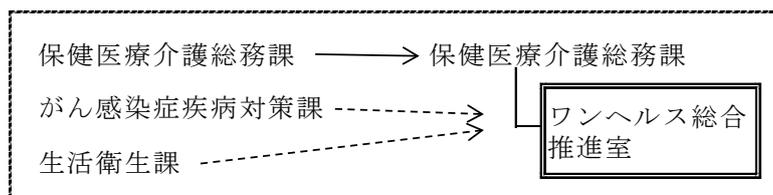
○ デジタル戦略推進室の設置

D X（デジタルトランスフォーメーション）戦略の策定及びその推進、国のデジタル庁設置に向けた対応、市町村のデジタル化推進など、社会全体のデジタル化を積極的に進め、県の施策への第4次産業革命技術の活用を更に加速するため、情報政策課に「デジタル戦略推進室」を設置。



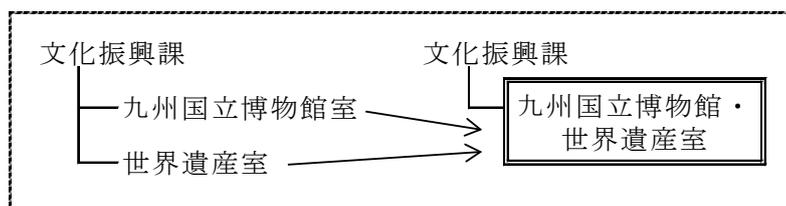
○ ワンヘルス総合推進室の設置

「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づくワンヘルスの実践、中核拠点の整備、保健環境研究所の建替え及び「アジア防疫センター（仮称）」の誘致などの取組について、庁内関係部との連携を図りながら総合的に推進していくため、保健医療介護部保健医療介護総務課に「ワンヘルス総合推進室」を設置。



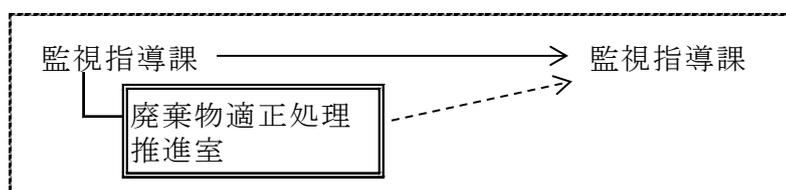
○ 九州国立博物館室と世界遺産室の統合

九州国立博物館及び世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群について一層の集客を図るため、文化資源の魅力増進、周辺施設との連携イベントの実施など、ノウハウの共有・活用や連携した取組など相乗効果を図るため、室を統合し、「九州国立博物館・世界遺産室」を設置。



○ 廃棄物適正処理推進室の廃止

産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため、平成25年度に廃棄物適正処理推進室を設置したが、これまでの取組により、課題の解消に向けて大きく前進したことから室を廃止。



＜参考 1＞ 過去の主な再編

(平成 20 年度)

- 総務部、企画振興部、土木部を見直し、総務部、企画・地域振興部、県土整備部を設置
- 保健福祉部及び生活労働部を見直し、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部を設置
- 農政部と水産林務部を統合し、農林水産部を設置

(平成 24 年度)

- 総務部に防災危機管理局を設置

(平成 28 年度)

- 新社会推進部を見直し、人づくり・県民生活部を設置
- 商工部に観光局を設置

(2) 出先機関の見直し

① 大綱に記載の改革事項

- 児童相談所の機能強化
 - ・ 児童福祉司等の職員の増員や、弁護士等の専門職の配置【実施中】
 - ・ 宗像児童相談所に一時保護所を設置 (R1. 5) 【実施済】
- 那珂川町の市制施行に伴う組織の見直し【実施済】
新たな市に福祉事務所が設置されることに伴い、筑紫保健福祉環境事務所の保護課を廃止 (H30. 10)
- ダム建設事務所の廃止【実施済】
建設工事の完了に伴い、五ヶ山及び伊良原ダムの各建設事務所を廃止 (H30. 4)
- 県税相談窓口の在り方検討【実施済】
利用の少ない4つの相談窓口(浮羽、三潞、糸島、築上)を廃止 (H31. 4、R2. 10)
- 筑後川水系農地開発事務所の見直し【未実施】
近年の豪雨により、筑後川水系で発生した内水氾濫に対応するため、現大綱期間中においては、近隣の農林事務所との再編は行わず、事務所を維持することとした。

② その他の取組

- 災害事業センターの設置 (H29. 9)
平成 29 年 7 月九州北部豪雨に係る災害復旧事業等を集中的、効率的に実施していくため、朝倉県土整備事務所内に災害事業センターを設置。

＜参考 2＞ 過去の主な再編

(平成 17 年度)

- 県税事務所の再編 (14 事務所→12 事務所)

(平成 21 年度)

- 児童相談所の拡充 (4 事務所+2 支所→6 事務所)

- 保健福祉環境事務所の再編（13 事務所→9 事務所）
- 農林事務所と地域農業改良普及センターの統合
- 土木事務所の再編（15 土木事務所→11 県土整備事務所+4 支所）

（平成 26 年度）

- 農業総合試験場・森林林業技術センター・病虫害防除所の統合

（平成 28 年度）

- 筑後いずみ園（児童心理治療施設）の民間移譲

3 今後の方向性

現在までの行政改革の取組において、変化する社会経済情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応するため、必要に応じ組織の新設、再編、統廃合を行い、重要課題への対応強化や効果的・効率的な体制づくりを進めてきた。

今後も、以下のような点に留意しながら不断の見直しを実施する。

- ・ 新たな行政課題を踏まえ、組織の機能強化が必要なものはないか。
- ・ 社会環境の変化等を踏まえた組織の効率化、施設の利用状況や民間等における対応の可能性を踏まえ、あり方の見直しが必要なものはないか。
- ・ 事業縮小に伴い、設置の必要性が低下した組織について、統廃合等はできないか。

福岡県行政機構一覽(知事部局)

令和3年6月1日現在



注:.....を付したものは、専任職員のない機関

○知事部局の組織の概要

部	10
局	10
課	95
係	339
出先	87
上記のほか専任職員のないもの	10

出先機関の概要(知事部局)

R3.4.1現在

部	機関名	主な業務内容	設置箇所 配置定数	これまでの見直し
総務部	公文書館	・特定歴史公文書の保存・利用	1箇所 3人	H24 設置
	職員研修所	・職員の研修、職場研修・自己啓発の支援	1箇所 6人	H14 研修企画運営業務を委託
	県税事務所	・県税の賦課・徴収 ・減免申請、納税証明関係事務 ・納税に関する相談	12箇所 591人	H1 戸畑財務事務所の八幡への統合 西福岡財務事務所から筑紫を分割 H2 8支所を廃止 財務事務所から名称変更 県税相談窓口の設置 H17 14事務所を12事務所に再編 (賦課・徴収業務を行う8事務所、徴収業務に特化した4事務所) H31 浮羽、三潁県税相談窓口の廃止 R2 糸島、築上県税相談窓口の廃止
	消防学校	・消防職員、消防団員及び自衛消防隊等の教育訓練	1箇所 10人	
	東京事務所	・国の省庁等との連絡・情報収集 ・企業等の誘致 ・物産観光振興	1箇所 21人	H10 東京物産観光事務所の統合
企画 振興・ 地域	パスポートセンター	・パスポートの申請・交付	1箇所 (3支所) 15人	H7 本所及び北九州支所の設置 H9 久留米支所の設置 H10 飯塚支所の設置 H14 パスポート受付・交付業務等を委託
	アジア文化交流センター	・九州国立博物館の管理運営	1箇所 10人	
人づ くり 生活部・ 県民	女性相談所	・要保護女子等の相談、指導、一時保護	1箇所 14人	H20 2課体制(相談課、保護課)へ移行 H27 男女共同参画センターへの相談窓口の一本化
	消費生活センター	・消費者行政の推進	1箇所 10人	H28 本庁生活安全課の内部組織から出先機関へ移行
	保健福祉(環境)事務所	・乳幼児から高齢者までの身体や心の健康相談 ・結核やエイズ・性感染症などの検査 ・病院・薬局、飲食店等の許可・指導 ・犬猫の引取 ・生活保護、婦人・母子相談 ・介護・障害サービス事業者、福祉施設の指導等 ・環境保全、廃棄物処理指導 ・地球温暖化対策	9箇所 [4分庁舎] 949人	H 9 21保健所を13保健所3支所に再編 H14 保健所(13)と福祉事務所(10)を統合 H16 3支所を廃止 H21 13事務所を9事務所に再編 (統合後は庁舎整備に係るコスト面から、4分庁舎を設置) 環境分野は6事務所に集約
保健 医療 介護部	保健環境研究所	・保健・環境に関する調査研究・試験検査	1箇所 68人	
	精神保健福祉センター	・心の健康相談、ひきこもり者に対する支援 ・精神障がいに関する研修会、普及啓発	1箇所 17人	
	食肉衛生検査所	・と畜検査、食鳥検査	1箇所 27人	
	児童相談所	・子どもに関する相談対応、調査、判定 ・子どもへの援助、保護者等への指導 ・子どもの一時保護、施設等への入所措置	6箇所 246人	H 9 中央児童相談所宗像支所を設置 H13 田川児童相談所京築支所を設置 H21 4本所2支所を6本所に再編
福祉 労働部	福岡学園	・不良行為をなす児童等の生活指導 (児童自立支援施設)	1箇所 44人	
	障がい者更生相談所	・身体障がい者福祉・知的障がい者福祉に関する相談、判定	1箇所 20人	H8 身体障害者更生相談所と精神薄弱者更生相談所を統合
	子ども療育センター 新光園	・肢体不自由のある児童の治療、訓練 (医療型障害児入所施設)	1箇所 64人	H22 病棟体制の見直し(2病棟→1病棟) ※ H28に建替完了予定 R1 粕屋新光園から名称変更
	労働者支援事務所	・労働相談、あっせんの実施 ・子育て中の女性の就職支援	4箇所 35人	H14 女性就業援助センターと統合 H21 労働福祉事務所から名称変更
	高等技術専門学校	・求職者に対する職業訓練	7箇所 114人	H2 田川と添田の統合(筑豊東の設置) H5 直方と飯塚の統合(小竹の設置) H11 田川校添田分校の廃止 H19 田川校中津原分校の廃止
	障害者職業能力開発校	・障がい者に対する職業訓練 (国立県営施設)	1箇所 25人	

部	機 関 名	主な業務内容	設置箇所 配置定数	これまでの見直し
商 工 部	中小企業振興事務所	・商工会・商工会議所に対する支援・指導 ・中小企業の振興 ・商店街活性化支援 ・LPガス・火薬類の許認可・立入検査	4箇所 24人	H21 中小企業振興の地域拠点として機能強化 商工事務所から名称変更
	計量検定所	・計量器の検定、検査	1箇所 24人	H15 2支所を廃止
	大阪事務所	・企業等の誘致 ・物産観光振興	1箇所 7人	H11 名古屋事務所の廃止 (大阪事務所名古屋駐在)
	工業技術センター	・工業の振興に係る試験研究	1箇所 (3支所) 113人	H2 4工業試験場を工業技術センターとして再編 H7 生物食品研究所の設置(材料開発研究所の廃止)
農 林 水 産 部	農林事務所 (普及指導センター)	・農畜産物の生産振興及び経営安定対策 ・農地の権利移転や転用の許可 ・ほ場整備、農業用水路、ため池、農道・林道の整備、治山工事の実施 ・森林の保全(造林、間伐など) ・農業・林業技術の普及指導	6箇所 (10センター) 729人	H5 19農業改良普及所を11地域農業改良普及センターに再編 H21 6農林事務所と11地域農業改良普及センターを統合、統合後の普及指導を行う組織として10普及指導センターを設置
	農林業総合試験場	・農林業に係る試験研究、調査	1箇所 (3分場) 252人	H26 農業総合試験場、森林林業技術センター、病害虫防除所を統合して設置
	農業大学校	・農業後継者及び農業技術指導者の養成	1箇所 18人	
	家畜保健衛生所	・家畜衛生技術指導 ・家畜伝染病発生予防 ・病性鑑定・検査	4箇所 60人	H19 5事務所を4事務所に再編
	筑後川水系農地開発事務所	・国営筑後川下流土地改良事業に関連する農用地基盤の整備	1箇所 17人	
	水産海洋技術センター	・海洋及び水産業に関する試験研究、調査 ・水産業技術の普及指導	1箇所 (3支所) 81人	H4 4水産試験場を水産海洋技術センターとして再編
県 土 整 備 部	県土整備事務所	・道路、河川、港湾などの公共施設の整備や維持管理 ・建築確認申請審査、建設業許可 ・県事業に伴う用地買収や補償	11箇所 (4支所) 1,127人	H21 15事務所を11事務所4支所に再編 土木事務所から名称変更
	苅田港務所	・苅田港湾施設の整備や維持管理	1箇所 19人	
都 市 部	流域下水道事務所	・流域下水道施設の整備や財産管理	1箇所 22人	

※ は、法令により県に設置が義務付けられているもの

福岡県が設置している「公の施設」一覧

令和3年4月現在

	指定管理者制度を導入している施設	直 営 (そ の 他) 施 設			
		法規制のない施設	備考	法規制のある施設	備考
レクリエーション・スポーツ施設 施設体育施設	1 福岡県立あまぎ水の文化村	福岡武道館			
	2 福岡県立四王寺県民の森				
	3 福岡県立夜須高原記念の森				
	4 福岡県立久留米スポーツセンター				
	5 福岡県立スポーツ科学情報センター				
	6 福岡県立総合プール				
	7 福岡県馬術競技場				
	8 福岡県立総合射撃場				
産業振興施設	9 福岡県立飯塚研究開発センター	福岡県工業技術センター(※4研究所)			
	10 福岡県緑化センター	福岡県農林業総合試験場(※1センター、3分場)			
	11 福岡県建設技術情報センター	福岡県水産海洋技術センター(※3研究所)			
社会基盤施設	12 県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設	工業用水道(4水道)			
	13 県営東公園	県営漁港(6漁港)			
	14 県営西公園	県営港湾(7港湾)			
	15 県営大濠公園	流域下水道(8流域)			
	16 県営名島運動公園	県営住宅及び共同施設(※211団地)			
	17 県営天神中央公園				
	18 県営春日公園				
	19 県営中央公園				
	20 県営筑豊緑地				
	21 県営筑後広域公園(プール含む)				
文教(文化)施設	22 福岡県立ももち文化センター	福岡県立公文書館		福岡県立中学校・中等教育学校(5校)	設置者管理
	23 大濠公園能楽堂	福岡県立アジア文化・交流センター		福岡県立(聴覚・視覚)特別支援学校(20校)	設置者管理
	24 福岡県国際文化情報センター	福岡県立高等技術専門学校(7校)		福岡県立高等学校(94校)	設置者管理
	25 筑後広域公園芸術文化交流施設	福岡県農業大学校			
	26 福岡県男女共同参画センター	福岡県立図書館			
	27 福岡県総合福祉センター	福岡県立美術館			
	28 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	福岡県立夜須高原野外活動センター	国の独法に貸付		
	29 福岡県人権啓発情報センター				
	30 福岡県平尾台自然観察センター	九州歴史資料館			
	31 旧福岡県公会堂貴賓館	福岡県関門海峡ミュージアム	北九州市に事務委託		
	32 求菩提資料館				
	33 甘木歴史資料館				
	34 柳川古文書館				
35 福岡県立社会教育総合センター					
36 福岡県立社会教育総合センター少年自然の家					
37 福岡県立英彦山青年の家					
38 福岡県立少年自然の家「玄海の家」					
39 福岡県青少年科学館					
福祉・医療施設	40 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園			福岡県女性相談所	職員・業務規制
	41 福岡県障がい者リハビリテーションセンター			福岡県障がい者更生相談所	職員・業務規制
	42 福岡県立精神医療センター太宰府病院				
計	42施設	166施設(学校除く 47施設)			
総 計	208施設(学校除く 89施設(42+47))				

教育庁の組織について

1 これまでの組織見直しの取組み

(1) 本庁組織

- ・ 本庁行政組織については、教育現場を取り巻く状況の変化に伴う新たな教育課題に的確に対応しつつ、簡素で効率的な行政運営を推進する観点から、課の再編や内部組織の弾力化・フラット化等の見直しに努めている。
- ・ 平成 9 年度時点で 13 課であった本庁組織体制については、10 年度及び 16 年度の機構改革により、現在の 11 課体制（▲15.4%）としている。（知事部局：9 年度 104 課（室）→令和 3 年度 95 課 ▲8.7%）
- ・ また、平成 30 年度、組織のスリム化という視点を踏まえつつ、新たな教育委員会制度や教育課題などに、より効果的・効率的に取り組むため、3 部制を 2 部制に改めるなど新たな執行体制へ移行している。

<近年の組織機構改革>

- 平成 16 年度 福利課を廃止（総務課に業務移管）
- 平成 19 年度 企画調整課内に教育力向上対策室を設置（26 年度末で廃止）
- 平成 20 年度 生涯学習課を社会教育課、スポーツ健康課を体育スポーツ健康課に改編
- 平成 24 年度 体育スポーツ健康課内に全国高校総体推進室を設置（25 年度末で廃止）
- 平成 27 年度 企画調整課内に教育政策推進室を設置
- 平成 30 年度 3 部制から 2 部制へ移行、企画調整課の廃止（総務企画課、施設課、高校教育課及び義務教育課に業務を移管）及び特別支援教育課の新設、職の見直し（教育次長→副教育長）

(2) 教育事務所

①組織体制

- ・ 昭和 58 年に 16 出張所体制を県農林事務所とほぼ同じ管轄区域とする 6 事務所に再編した。
- ・ 組織の簡素化・フラット化を図る観点から、平成 15 年度から 17 年度にかけて、課・係の統合など組織の大幅な見直しを行った。（4 課 2 室 8 係班体制→1 課 4 室 2 係体制）

<近年の組織機構改革>

- 平成 15 年度 総務課と教職員課の統合、教育指導室の設置
- 平成 16 年度 生涯学習課を室に改編
- 平成 20 年度 生涯学習室を社会教育室に改編

②主な業務内容

- ・ 県費負担教職員の定数、人事、給与・旅費及び研修等に関する事務
- ・ 市町村立学校の児童生徒の学事等に関する事務
- ・ 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言
- ・ 市町村立学校の組織編制、教育課程、学習指導、進路指導、生徒指導、学校給食等に関する指導助言
- ・ 社会教育、スポーツ及び文化等に関する指導助言
- ・ 人権教育に関する指導助言

③中核市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲

- ・ 県費負担教職員の給与等の負担や任命権等の移譲については、国が、中核市に権限を移譲する方向で検討を進め、小規模市町村を含めた関係者の理解が得られたものから順次実施するとしているが、具体的な結論は得られていない。また、人事権に関しても、中核市から県に対して移譲に係る要望等も行われていない状況である。しかしながら、今後、国の結論等を受けて権限移譲が行われ、教育事務所が行っている人事・給与等の業務が移管される場合には、管轄区域の広域化などを含めて再編成を実施することとしている。

各教育事務所の管内学校数、児童生徒数、教職員数(令和2年5月1日現在)

	福岡	北九州	北筑後		南筑後	筑豊	京築	
			久留米市	久留米市以外				
学校数	178	66	115	63	52	122	94	68
児童生徒数	93,158	18,144	39,895	24,566	15,329	28,972	23,011	14,383
教職員数	6,041	1,507	3,039	1,710	1,329	2,417	2,097	1,363

※ 生徒が在籍する学校の分校も1校として計上

④給与事務の集約化等の今後の課題

- ・ 現在、市町村立学校の教職員(県費負担教職員)に係る給与支給事務については、教育事務所と市町村立学校との間で、書類の授受により行われている。
- ・ 現大綱の改革事項である教育事務所の見直しに関して、事務部門の執行体制の在り方を検討する中で、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、県並びに市町村教育委員会及び市町村立学校において、ネットワーク環境等の整備が進んでいると考えられることから、クラウドサービスを活用して電子データにより書類の授受を行うことが可能か検討している。
- ・ なお、現時点で、各市町村教委委員会におけるネットワーク環境整備の進捗及び関係規則等の整備や各市町村教育委員会との合意形成等の課題が考えられる。

⑤類似県との比較

- ・ 本県は、指定都市を除く市町村数は全国的に多くなっている(全都道府県で5番目。町村数は全都道府県で4番目。)一方で、指定都市を除く1市町村あたりの人口規模は、全国平均以下となっている(全国で27番目)。
- ・ 町村教育委員会は、市教育委員会と比較して事務局体制が小規模な場合が多く、学校への十分な指導支援を行うためには、教育事務所からの指導助言が重要である。
- ・ また、市町村教育委員会からは、本県教育における最重要課題である学力・体力の向上や地域間の格差解消、いじめ・不登校への対応、新学習指導要領における新たな学習内容や指導方法に適切に対応していくため、地域の実情を踏まえたきめ細かな指導を行えるよう、現在の教育事務所の体制の堅持について強い要望を受けている。
- ・ なお、本県の教育事務所数は、1教育事務所当たりの所管市町村数で見ると、類似県と概ね同程度となっている。

類似県との比較

(令和3年4月1日現在)

県名	指定都市以外 人口(千人)	指定都市以外 人口密度(人/km ²)	指定都市以外 市町村数	教育事務所数	1教育事務所当た りの所管市町村数
茨城	2,860	469.1	44	5	8.8
埼玉	6,035	1,685.6	62	4	15.5
千葉	5,286	1,081.9	53	10	5.3
愛知	5,250	1,083.2	53	6	8.8
兵庫	3,932	501.3	40	6	6.7
沖縄	1,453	636.6	41	6	6.8
6県平均	4,136.0	909.6	48.8	6.2	8.7
福岡	2,599	626.1	58	6	9.7

※ 指定都市以外の人口密度が本県と近い10県(本県の人口密度の値から大きい5県と小さい5県)の中から、本県と市町村数の乖離が少ない(乖離数が20以内)県を類似県として抽出した。

※ 教育事務所数には、分室等を含む。

※ 人口は、令和2年10月時点の推計値、人口密度は令和3年1月の面積を用いて算出。

※ 指定都市以外市町村数及び教育事務所数は、令和3年4月1日現在のもの。

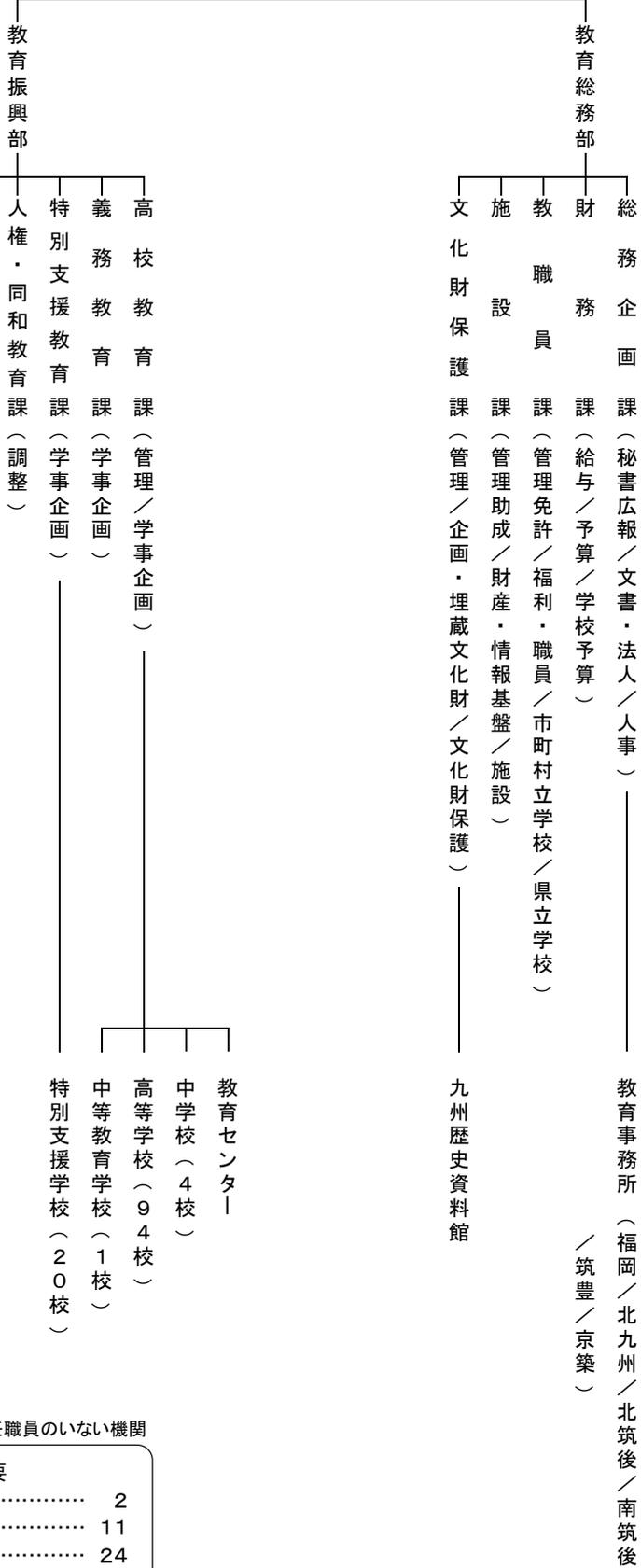
2 今後の方向性

- ・ 教育委員会事務局においては、教育現場を取り巻く状況の変化に伴う様々な課題等に適切に対応するため、強化を図るべき分野については組織の機能強化を進めるとともに、事務事業の見直しや業務の効率化等の不断の見直しを推進する。
- ・ 特に、教育事務所における給与等事務については、クラウドサービスの活用等の検討を市町村教育委員会の協力も得ながら進めていく。

【部】
【課】
【係】

【出先機関】

教育長
副教育長



注：-----を付したものは、専任職員のいない機関

○教育委員会の組織の概要

部	2
課	11
係	24
出先	133
上記のほか専任職員のいないもの	…2

社会教育総合センター
少年自然の家
夜須高原野活動センター
社会教育総合センター
英彦山青年の家
少年自然の家「玄海の家」
美術館
図書館
体育研究所
社会教育総合センター
英彦山青年の家
少年自然の家「玄海の家」
夜須高原野活動センター
社会教育総合センター
少年自然の家

公社等外郭団体の見直しについて

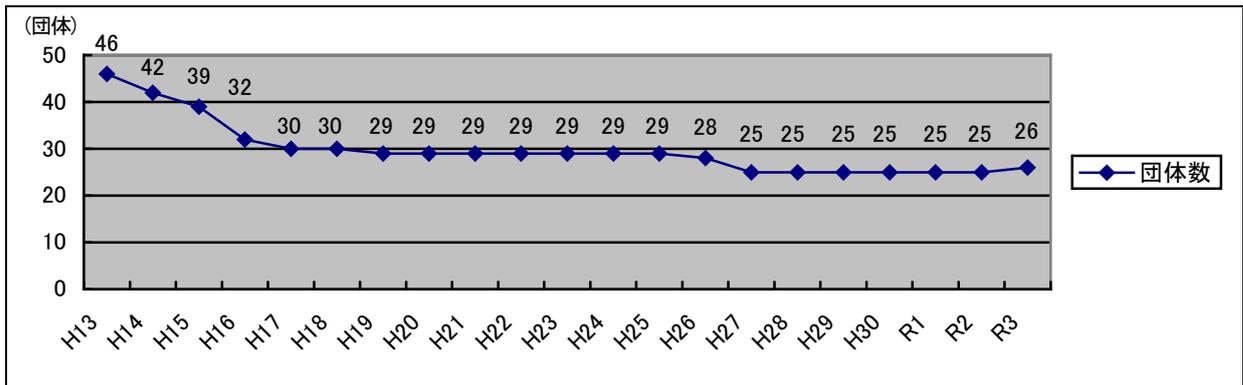
1 これまでの取組

公社等外郭団体改革指針（平成14年3月策定）及び福岡県行政改革大綱（平成19年7月、平成24年3月、平成29年3月策定）に基づき見直しを実施

<改革実績>

① 団体数

改革実施前の平成13年度と比較すると20団体の減少。



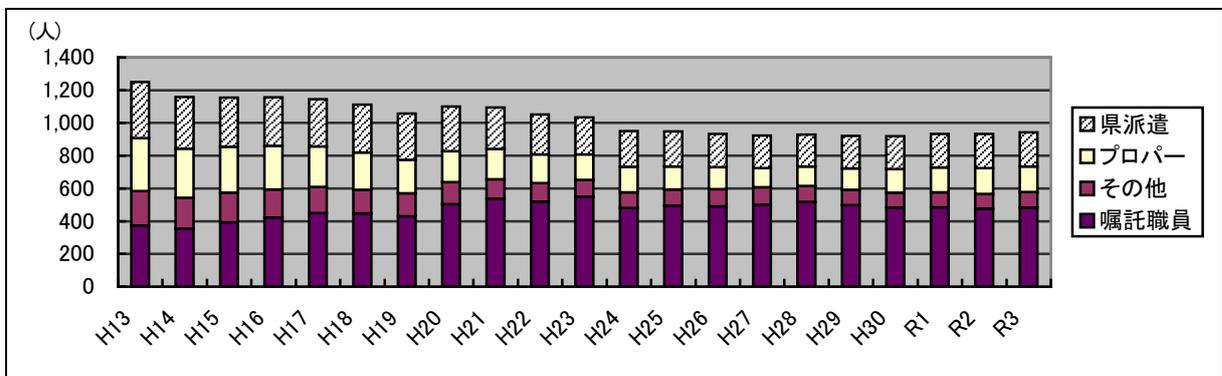
② 役職員数

事務事業の見直しや県派遣職員の見直しに取り組んだ結果、全職員数において308人の減少。

〔 内訳：常勤役職員数 417人減
嘱託職員数 109人増 〕

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3-H13
常勤役職員	876	804	762	735	696	664	412	422	438	447	455	459	▲ 417
うち県派遣	342	316	300	296	289	291	194	199	202	203	207	208	▲ 134
うちプロパー	324	300	280	268	246	229	119	130	143	153	159	155	▲ 169
うちその他	210	188	182	171	161	144	99	93	93	91	89	96	▲ 114
嘱託職員等	374	355	393	422	449	447	517	499	482	485	477	483	+109
全職員数	1,250	1,159	1,155	1,157	1,145	1,111	929	921	920	932	932	942	▲ 308

※ 基準日は4月1日現在。ただし、知事選があった年は異動日現在。



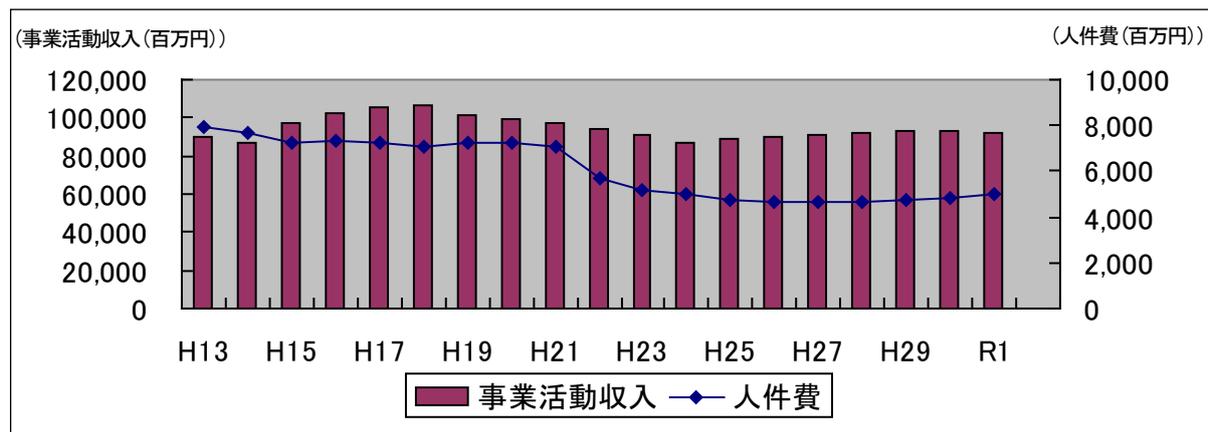
③人件費

常勤役職員数の削減に伴い、人件費総額は約29.1億円減少。

(単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H28	H29	H30	R1	R1-H13
人件費	7,923	7,659	7,269	7,336	7,226	7,097	4,678	4,765	4,856	5,013	▲2,910
事業活動収入 (売上高)	90,242	87,260	96,984	102,236	105,648	106,526	91,980	92,963	92,878	92,528	2,286
人件費率	8.8%	8.8%	7.5%	7.2%	6.8%	6.7%	5.1%	5.1%	5.2%	5.4%	▲3.4%

※数値は決算額を計上。また、表示単位未満四捨五入の関係で、数式による算出値と表示が一致しない場合がある。



④県財政支出

事業の政策的必要性の点検評価や組織・職員数の見直しを行ったほか、団体の努力による収入増などにより、歳出削減に努めた結果、県財政支出は約22.1億円減少。

なお、前行政改革大綱における団体の基本財産の見直しにより、県出資相当額5.6.8億円が返戻された。

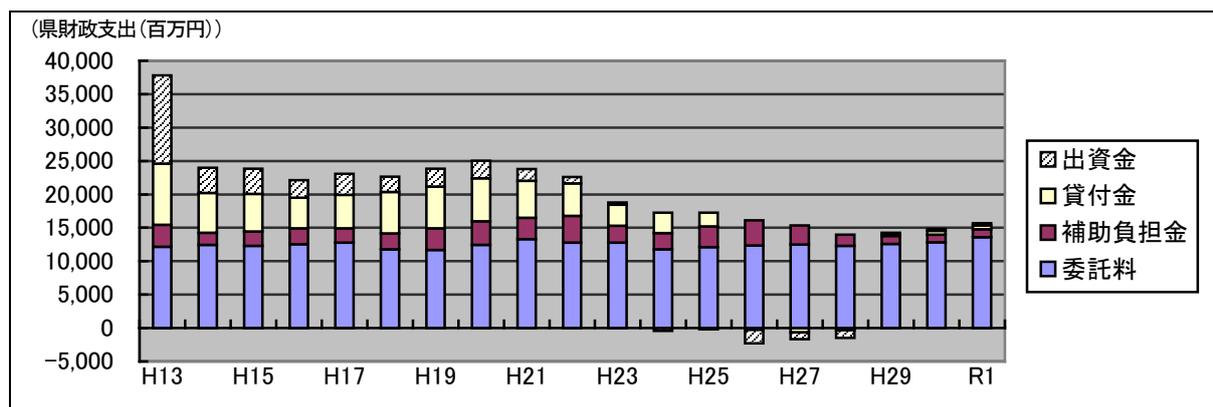
(単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H28	H29	H30	R1	R1-H13
出資金	13,226	3,771	3,759	2,618	3,147	2,288	▲1,142	126	304	362	▲12,864
貸付金	9,153	5,961	5,604	4,581	4,982	6,172	▲327	324	559	546	▲8,607
補助負担金	3,270	1,841	2,154	2,360	2,159	2,374	1,644	1,208	1,155	1,217	▲2,053
委託料	12,167	12,429	12,314	12,552	12,773	11,794	12,327	12,586	12,827	13,573	1,406
計	37,816	24,002	23,831	22,111	23,061	22,628	12,503	14,244	14,845	15,696	▲22,120

※数値は決算額を計上。また、表示単位未満四捨五入の関係で、数式による算出値と表示が一致しない場合がある。

※出資金の▲は、団体からの返戻に伴うもの。

※貸付金の▲は、団体からの償還額が新規貸付金額を上回ったことによるもの。



⑤ 経営改善

団体の効果的・効率的な運営を促進するため、平成14年度以降、各団体は経営改善のための目標を定めた経営計画（計画期間5年）を策定し、毎年度、経営状況及び目標の達成状況の点検評価を実施。

また、この経営評価の取組みの中で、経営の透明性の確保を図るための情報公開規程の整備や外部専門家の監事登用、管理運営体制の充実に向けた無期転換に係る就業規則の整備や人事評価制度の導入等を実施。

2 今後の見直しについて

○ 公社等外郭団体は、民間的経営手法を活かして公共的な事業を行うことにより、県行政の機能を分担、補完するために設置しているものであり、このような役割を適正かつ効率的に実施できる執行体制を整備していく一方、社会経済情勢の変化を踏まえ、主要事業が縮小しているもの、類似団体や民間事業者と機能が類似しているものについては、組織の見直しや事業の在り方について検討を進める。

○ 今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、豪雨災害等の大規模災害が毎年のように発生する状況を踏まえると、公社等外郭団体においても、災害等の緊急事態に対応できる体制整備を進めていくことが重要であることから、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（BCP）の策定を進める。

また、新型コロナへの対応を通じ、社会においては、テレワーク等の新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの実現といった気運が生じており、公社等外郭団体においても、在宅勤務制度や時差通勤制度等、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に資する制度を、団体の状況に応じ導入する。

（ 参 考 ）

◇ 公社等外郭団体とは

本県の公社等外郭団体とは、知事、公安委員会及び教育委員会の所管に属する団体で、次のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の50%以上の団体
- (2) 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の25%以上であり、県の出資割合が最も大きくかつ県が補助金や委託費などの財政支出等を行う団体（国、特殊法人等の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く）
- (3) (1)(2)で定めるもののほか、県の行政との密接な関連を有しており、適切な指導が必要な団体

福岡県における公社等外郭団体の概要

(経営指標はR1年度決算、その他はR3年度の状況)

団 体 名	設立	基本金等 (百万円)	県出資 (百万円)	県出資割合	役員員数				損益計算書・正味財産増減計算書 (百万円)				貸借対照表 (百万円)				業務継続計画 (BCP) 策定			
					常勤役員		正規模職員		嘱託職員等		経常収益等	うち県財政負担	経常費用等	うち人件費	経常利益 (経常損失)	資産		負債	資本又は 正味財産	ワークライフバ ランスの取組
					うち県派遣職員	うち県派遣職員	うち県派遣職員	うち県派遣職員												
1 平成豊鉄道(株)	H1	273	75	27.5%	69	1	38	1	30	392	54	419	279	△ 27	264	208	56	×	○	
2 (公財)福岡県国際交流センター	H1	976	563	57.7%	26	1	4	4	21	375	265	374	124	1	1,105	27	1,077	○	○	
3 (公財)アクロス福岡	H6	3	2	66.7%	30	1	3	3	26	1,107	442	1,133	149	△ 26	868	232	636	○	×	
4 (公財)福岡県女性財団	H8	200	200	100.0%	23	1	5	5	17	89	79	90	62	△ 1	219	14	205	×	×	
5 (公財)福岡県スポーツ推進基金	R2	3	3	100.0%	4	1	3	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	
6 (公財)福岡県動物愛護センター	S57	3	3	100.0%	11	1	2	1	8	108	107	107	36	1	13	7	6	×	×	
7 (公財)福岡県生活衛生営業指導センター	S59	10	4	40.0%	6		3	3	3	51	47	51	27	0	20	4	16	×	×	
8 (社福)福岡県厚生事業団	S55	10	10	100.0%	32	2	7		23	327	49	294	188	33	158	48	110	×	×	
9 (公財)福岡県人権啓発情報センター	H8	200	200	100.0%	6		4	3	2	82	63	82	23	0	207	5	202	○	×	
10 大牟田リサイクル発電(株)	H11	620	280	45.2%	4	1	2		1	1,776	0	1,475	30	301	2,198	268	1,931	×	×	
11 (公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	H4	200	200	100.0%	23	1	10	10	12	159	157	159	76	0	267	67	200	○	×	
12 (公財)福岡県中小企業振興センター	S41	2,074	2,038	98.3%	41	1	17	14	23	1,057	289	1,009	187	48	2,722	839	1,883	×	×	
13 (公財)福岡県産業・科学技術振興財団	H1	200	180	89.8%	67	1	21	18	45	1,235	269	1,415	330	△ 180	2,364	379	1,986	×	×	
14 (公財)飯塚研究開発機構	H4	201	96	47.9%	18	1	7	6	10	201	130	201	62	0	302	59	243	×	×	
15 (公財)水素エネルギー製品研究試験センター	H21	70	50	71.4%	25	2	2	1	21	959	18	1,014	215	△ 54	2,589	79	2,511	×	×	
16 (公財)福岡県農業振興推進機構	S46	100	50	50.0%	27	2	0		25	1,713	151	1,716	117	△ 3	490	138	352	×	×	
17 (公財)福岡県水源の森基金	S54	999	999	99.9%	13	2	3		8	243	18	246	56	△ 3	3,869	83	3,786	○	×	
18 (公財)福岡県豊前海漁業振興基金	H6	2,030	1,235	60.8%	2	1	1		0	55	6	55	11	0	2,538	0	2,538	×	×	
19 (公財)福岡県建設技術情報センター	H7	3	2	80.0%	63	2	33	29	28	1,416	874	1,439	416	△ 23	1,311	442	869	×	×	
20 福岡北九州高速道路公社	S46	224,631	112,315	50.0%	175	5	134	20	36	60,799	1,220	17,550	1,043	43,249	1,283,497	1,058,739	224,758	○	○	
21 福岡県道路公社	S49	22,865	15,475	67.7%	14	1	8	7	5	3,788	1	1,781	102	2,007	72,921	50,056	22,865	○	○	
22 (公財)福岡県下水道管理センター	S63	82	41	50.0%	56	2	36	35	18	7,875	7,873	7,874	213	1	1,784	1,682	102	○	○	
23 福岡県住宅供給公社	S40	5	4	82.6%	104	3	47	17	54	7,551	3,074	6,816	619	735	56,479	35,708	20,771	○	○	
24 (公財)福岡県暴力団放逐運動推進センター	H4	1,543	1,219	79.0%	6	1	4	1	1	63	16	65	36	△ 3	1,938	14	1,924	×	×	
25 (公財)福岡県スポーツ振興センター	H1	2,405	2,400	99.8%	37	1	13	13	23	511	336	527	105	△ 16	2,714	160	2,554	×	×	
26 (公財)福岡県教育文化奨学財団	S47	1,801	1,775	98.6%	60	2	15	13	43	586	445	640	187	△ 55	37,868	34,846	3,022	○	×	

※経営指標欄は、表示単位未満四捨五入の関係で、数式による算出値と表示が一致しない場合がある。

※ワークライフバランスの取組は、在宅勤務または時差通勤のどちらかを制度化している場合を「○」としている。

※業務継続計画 (BCP) 策定は、災害対応または新型インフルエンザ対応の計画のどちらかを策定している場合を「○」としている。

公社等外郭団体事業概要

	団体名	事業名	事業内容
1	平成筑豊鉄道(株)	旅客鉄道事業	① 伊田線(直方～田川伊田)(16.1キロ) ② 糸田線(金田～田川後藤寺)(6.8キロ) ③ 田川線(行橋～田川伊田)(26.3キロ) ④ 門司港レトロ観光線(九州鉄道記念館～関門海峡めかり)(2.1キロ) 計51.3キロ
2	(公財)福岡県国際交流センター	国際連携推進事業	タイ・バンコク都との青少年交流をはじめアジア友好提携地域との交流や県民による国際交流活動への支援を展開する。
		高度人材活用事業	留学生支援や海外福岡県人会担い手育成事業など海外県人会の人材育成交流を図る事業を実施する。
		多文化交流促進事業	多言語による外国人相談事業や地域日本語教室支援事業、青少年国際理解教室の実施など在外外国人の支援や国際理解の促進を図る事業を実施する。
		国際情報拠点整備事業	広報誌、情報誌の発行、留学説明会の開催などの広報・情報提供や、海外県人会の支援など、移住地ネットワークの強化を図る事業を実施する。
		収益事業	パスポート申請用の写真撮影販売業務を行い、自主財源の確保による運営基盤の拡充を図る。
3	(公財)アクロス福岡	施設サービス事業	各種ホールや会議室などの貸出
		文化振興事業	芸術性の高い良質の音楽・舞台芸術の鑑賞機会の提供 演奏者や文化振興の担い手等の育成 市町村、企業、大学、文化団体等との連携事業の実施 等
		情報提供事業	文化観光情報の提供、伝統工芸品の紹介、各種のセミナーや作品展の実施
4	(公財)福岡県女性財団	情報・調査事業	ライブラリー(図書資料室)の図書の購入、地域における男女共同参画等の情報の収集、情報誌「あすばる一ん」等の作成発行、ホームページによる情報提供、女性ロールモデルの発掘・紹介、女性の社会参画のための調査・研究
		相談支援事業	電話、メール、面接による性別を問わない総合的な相談の実施、法律やDV等に関する専門的な相談の実施、県内の女性関連の相談業務に関わる機関・相談員を対象とする連携会議、研修等の運営
		人材育成事業	男女共同参画社会づくりに先導的に取り組む人材養成講座、男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成事業、女性の活躍推進に向けた企業内研修の支援を実施
		社会参画環境整備事業	県民活動の促進・交流を図るため県民参加型の「あすばる男女共同参画フォーラム」の実施、女性による元気な地域づくり応援講座事業の実施
5	(公財)福岡県スポーツ推進基金	トップアスリートの活動支援事業	福岡県の優秀なアスリートの競技活動を支援するため、トップアスリート活動助成やイノベーション導入助成を行う。
		ファンエンゲージメントの促進事業	クラウドファンディングやメッセージボードの運営を行い、福岡県ゆかりのアスリート及びチームの意欲的な活動等をファンと共に支える環境を形成する。
		スポーツの魅力発信事業	活躍する福岡県のアスリート及びチームの魅力を発信することで、注目を集めファンを増やし、県内スポーツの価値向上を図る。
		大規模スポーツ大会等の誘致・開催	2021世界体操・新体操選手権北九州大会の開催支援を行う。
6	(公財)福岡県動物愛護センター	動物愛護、適正飼養に関する普及啓発及び人材育成事業	動物関係専門学校生等への研修、施設見学者への啓発、犬のしつけ方教室、動物愛護教室、講師派遣、譲渡団体研修会、センターボランティア研修会を行っている。
		動物愛護・管理支援事業	動物の収集及び保管事業(処分含む)、犬及び猫の譲渡事業を行っている。
		動物愛護週間事業	動物慰霊祭及び動物愛護講演会、動物愛護フェスティバルふくおか、街頭キャンペーンを行っている。
7	(公財)福岡県生活衛生営業指導センター	生活衛生営業指導	生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上や経営の健全化についての相談、指導、苦情の処理、情報収集、提供等を行う。
		標準営業約款登録普及促進事業	消費者が安心して利用の選択ができるよう、生活衛生関係営業業者に標準営業約款(Sマーク)の登録を勧め、その普及促進を図り、消費者擁護に資する。
		(株)日本政策金融公庫の融資に係る相談・推薦事業	(株)日本政策金融公庫からの資金融資の相談や生活衛生関係営業業者が資金融資を受ける際に必要となる推薦書の交付を行う。
		クリーニング師・クリーニング業務従事者研修事業	クリーニング師及び業務従事者の資質の向上のため、クリーニング業法で3年に1回の受講が義務づけられている研修会を行う。
		受託調査事業	(株)日本政策金融公庫からの委託による「景気動向調査」及び「生活衛生営業活性化調査」、並びに厚生労働省からの委託による「生活衛生営業経営実態調査」を実施する。
8	(社福)福岡県厚生事業団	福岡県障がい者リハビリテーションセンター管理運営受託事業	医学的な診断と管理のもとに、入所又は通所等、障がいのある人のニーズや状況に応じた身体機能の回復に取り組むとともに、自立した生活又は社会生活の実現に向け、円滑な地域生活への移行、積極的な就労支援に取り組む。
9	(公財)福岡県人権啓発情報センター	展示事業	常設展示室において、同和問題に関する文献資料、パネル、複製品、視聴覚資料等を体系的、具体的に展示し、併せて市町村や企業、地域団体等を対象とした同和問題教室を実施し、解説を行う。特別展示室において、同和問題をはじめとする人権問題に対する理解を深めるため、特別展示を2回開催する。
		啓発・情報提供事業	同和問題啓発強調月間事業の実施、人権週間において各種啓発事業を実施するとともに、人権啓発ラジオ番組の制作(福岡県と共同)、各種人権啓発情報の収集と提供を行う。
		指導・研修事業	企業・個人事業者・団体職員を対象とした人権啓発指導者セミナーや様々な人権問題に関する県民講座を開催する。

	団体名	事業名	事業内容
10	大牟田リサイクル発電(株)	RDF発電事業	市町村等において製造され、発電所に搬入されたRDF(ごみ固化燃料)を焼却処理し、その熱を回収することにより発電事業を行う。
11	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	リサイクル総合研究事業化センター事業	産学官民が協力して実施するリサイクル技術や社会システムの研究開発の事業化支援及びインターネット等による環境リサイクル情報の発信
12	(公財)福岡県中小企業振興センター	施設管理事業	施設管理及び貸会議室等の提供事業の実施
		経営支援事業	情報提供事業、経営改善及び販路拡大等による中小企業の支援、取引推進事業、知的財産活用支援事業等の実施
		設備支援事業	過年度に実施した小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備貸与及び資金貸付事業並びに単貸与事業に係る債権管理・回収業務の実施
13	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団	産学官連携・研究開発事業	本県産業構造の転換を促進し、新事業を創出するための産学官共同研究事業をはじめ、国等からの受託事業を実施。
		ロボット・システム開発事業	「ロボット・システム開発センター」「三次元半導体研究センター」及び「社会システム実証センター」を管理運営し、人材育成から研究開発、事業展開までを一元的に支援し、ロボット・システム関連技術開発及び新産業の創出を図る。
		有機光エレクトロニクス関連事業	技術の橋渡し拠点としての「有機光エレクトロニクス実用化開発センター」において、研究シーズと地域のポテンシャルを連携・結集した、共同研究をはじめ、国等からの受託事業を実施
14	(公財)飯塚研究開発機構	研究開発支援事業	産学官共同研究、企業間共同研究のコーディネート、新技術開発・製品化等技術課題の解決支援、国プロジェクト等の導入促進
		人材養成事業	企業活動力の向上、地場企業の技術者育成のため、各種セミナーの実施、国の事業を活用した人材養成事業の実施
		産学官交流事業	産学官の交流を深め、共同研究や新製品開発に発展させるため、産学官技術交流会をはじめとした各種交流事業を実施
		情報提供事業	各種媒体を活用し、地域企業への技術開発支援やベンチャー支援に関する情報を提供
		施設提供事業	研究開発室や研修会議室を提供し、地域企業の研究開発や研修等の活動を支援
15	(公財)水素エネルギー製品研究試験センター	水素エネルギー関連製品の製品試験事業	燃料電池自動車や水素ステーション、定置型燃料電池システムなどに使用される「継手」、「バルブ」、「センサ」や「高圧複合容器」等の水素関連製品の耐久性試験や性能試験の受託試験を行う。
		水素エネルギー関連製品の研究開発事業	民間企業等と水素関連製品や材料の共同研究開発を行う。
		水素エネルギーに関する研究交流事業	水素エネルギー普及に関する社会実証試験、水素エネルギーに関するセミナー、安全講習会等を行う。
16	(公財)福岡県農業振興推進機構	農地中間管理事業	地域の分散し錯綜した農地を借受け、農地利用を整理し、担い手ごとにまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付を行い、農地の集積・集約化を図る。
		農地売買等事業(特例事業)	農業委員会の斡旋や市町村からの申し出により、離農者・規模縮小農家の農地を買い入れ、担い手に売り渡しを行うことにより、農地の集積・集約化を図る。
		就農支援対策事業	就農相談窓口の設置や新規就業セミナーへの参画により、新規就農希望者に対して、就農に関する助言や各種情報の提供、関係機関への紹介・斡旋などの就農支援を行う。
		就農支援資金管理事業	農業の内外から就農しようとする青年を支援し、就農の促進を図るため、無利子の就農支援資金の既貸付金の回収管理事業を行う。
17	(公財)福岡県水源の森基金	水源の森事業	森林の持つ水源かん養機能を高め、水資源の確保と林業の振興に資することを目的に、水源の森に指定した森林で行われる造林、下刈、鳥獣害防止施設等整備等の森林造成整備事業に対し助成を行うほか、森林の重要性を普及啓発する活動等を実施。
		森林の担い手対策事業・林業労働力確保支援センター事業	林業労働の担い手を安定的に確保するため、社会保険等加入促進事業、安全性向上対策事業及び振動障害対策事業を実施。また、林業の現場技能者を育成するため、林業の基本的な知識・技能を習得する研修、雇用管理改善に関する相談・指導、情報収集提供及び林業経営体研修等を実施。
		緑の募金事業	緑の募金法に基づく募金運動(春、秋の2回)の実施により緑化意識の高揚を図るとともに、寄せられた募金により地域の緑づくりや緑の少年団活動に対する助成等を実施。
		水源地域振興事業	水資源の安定確保のため上下流域の相互理解の促進等に係る経費への助成を実施。
18	(公財)福岡県豊前海漁業振興基金	栽培漁業の推進に関する事業	クルマエビ、ガザミ等の種苗購入、中間育成施設における育成及び放流に係る経費の助成並びに中間育成施設の改修経費を助成する。
		資源管理型漁業の推進及び先進的技術導入事業	抱卵ガザミの放流・小型魚の保護及び増養殖技術に関する研究活動、講習会の実施等に要する経費を助成する。
		漁業者の育成等に関する事業	漁協及び漁協青壮年部が実施する技術講習会等に要する経費を助成する。

	団体名	事業名	事業内容
19	(公財)福岡県建設技術情報センター	研修事業	公共事業に携わる市町村、県の職員や民間の建設技術者に対して、業務遂行に必要な技術力及び知識の向上を図るため、技術研修を実施している。
		土木技術支援事業	福岡県及び県内市町村からの委託を受け、橋梁、トンネル、水門、下水道工事等公共工事の積算、工事監理といった発注者支援業務を実施している。また、発注者の業務精度の向上や職員の技能向上を図るためシステムによる支援にも取り組んでいる。
		維持管理支援事業	予算、人材、技術力に制約のある市町村からの委託を受け、橋梁点検サポートシステムを提供し、橋梁諸元の登録、直営点検の代行、橋梁点検地域一括発注を実施している。
		建設材料試験事業	福岡県及び県内市町村工事の適正な執行を図るため、福岡県の技術管理基準に定められている各種建設材料の試験を行い、試験成績書を発行している。
		耐震診断・設計等事業	福岡県及び県内市町村等からの委託を受け、公共建築物等の耐震診断、耐震改修計画の策定、建築・改修の基本計画、設計・積算、工事監理等を実施している。
20	福岡北九州高速道路公社	福岡高速道路	福岡高速道路の3号線の建設及び供用中の路線の維持、修繕、その他の管理を行うこと。計画延長60.5km、供用中59.3km。
		北九州高速道路	北九州高速道路の維持、修繕、その他の管理を行うこと。計画延長49.5km、供用中49.5km。
21	福岡県道路公社	維持管理業務	福岡前原道路の維持、修繕、その他の管理を行うこと。計画延長14.2km、供用中14.2km。
22	(公財)福岡県下水道管理センター	流域下水道施設の維持管理受託業務	御笠川浄化センター・宝満川浄化センター・多々良川浄化センター・遠賀川下流浄化センター・矢部川浄化センター・遠賀川中流浄化センター・福童浄化センターの維持管理及び関連するポンプ場等の維持管理
		調査研究事業	処理水及び汚泥等下水資源の再利用についての調査研究
		普及啓発事業	施設見学、作文コンクール及び下水道展の実施、リーフレットの作成など
		収益事業	流域関連公共下水道の流入下水に関する計量証明事業、施設内の自動販売機事業(H22より開始)
23	福岡県住宅供給公社	公社賃貸住宅事業	世帯向け住宅を中心とした公社賃貸住宅の供給
		建替事業	老朽化した賃貸住宅の再編・更新
		県営住宅管理事業	県営住宅の入居者募集から入退去、家賃収納業務及び駐車場、付帯施設、土地・建物の管理・保全業務
24	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター	広報啓発活動	暴力団による被害の防止にかかる知識の普及及び「暴力団の存在しない安全安心な福岡県の実現」に向けた、県民の自主暴排意識の啓発・高揚を図る。
		暴力追放相談活動	暴力団による被害に関する相談に応じるため、事務所内での日常相談活動のほか、所外での相談にも応じており、県下4地区において「暴力団被害集中相談日」等を開設している。
		暴排組織援助活動	県下における暴力団追放活動を活性化するため、地域・職域における各種暴排組織の結成及び育成を援助し、活動を支援する。
		不当要求防止責任者講習	福岡県公安委員会からの委託業務であり、平成28年度においては、年間30回、約2200事業に対する不当要求防止責任者講習を実施予定。
		被害者救援活動等	暴力団犯罪により被害を受けた個人又は団体に対する見舞金支給、民事訴訟の支援、事務所使用差止請求、その他の支援を行う。
25	(公財)福岡県スポーツ振興センター	施設提供事業	福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール、福岡県立総合射撃場の施設提供
		スポーツの普及および各種研究相談事業等	(1)研究・研修事業 スポーツ参加の機会提供とスポーツ技術の向上を目的とした実技講習会、健康・体力づくりや競技力向上を目指す者を対象とした各種体力測定やトレーニング方法等の研修、測定データの解析・利用者の意識調査等の各種調査を行う。 (2)スポーツ医事・健康体力相談事業 競技力向上を目指す競技選手や健康体力づくりを行う県民の体力測定と、目的に応じたトレーニング方法等の指導助言を行う。 (3)スポーツ普及促進事業 エアロビクス教室、ジュニア体操教室、水泳教室等のスポーツ教室や体育の日に行うスポーツイベント(アクションフェア)等を実施する。
		情報提供事業	福岡県スポーツ情報ネットワークシステムによる様々なスポーツ情報の提供。体育・スポーツに関する施設・人材・イベント等の情報提供及び図書・ビデオ等の供覧。
		競技力向上事業	タレント発掘事業 県内の優れた素質を持ちながら埋もれている選手を組織的・計画的に発掘し、一貫指導体制に則った育成プログラムを実施する。
		スポーツ振興事業	総合型地域スポーツクラブ活性化支援事業 総合型地域スポーツクラブの活性化の基盤整備や運営サポートなどのほか総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援を行う。

	団体名	事業名	事業内容
26	(公財)福岡県教育文化奨学財団	奨学金貸与	高等学校及び高等専門学校に入学する生徒に対し、入学支度金を貸与。 また、高等学校、高等専門学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程の生徒に対し、奨学金を貸与。
		学生会館運営	本県出身の大学、短期大学及び就業年限2年以上の専修学校専門課程に入学する学生を対象に寮を運営 所在地: 神奈川県横浜市
		教育文化助成・振興事業	青少年の多様な体験活動、地域の文化活動及び教職員等の研究活動に対する助成や生涯学習・芸術文化振興事業の共催等。
		青少年科学館管理運営	福岡県青少年科学館の維持管理及び運営
		科学・天文教育普及	館内における科学教室及び天体観望会等の開催、イベントに職員を派遣するネットワーク推進事業等の実施